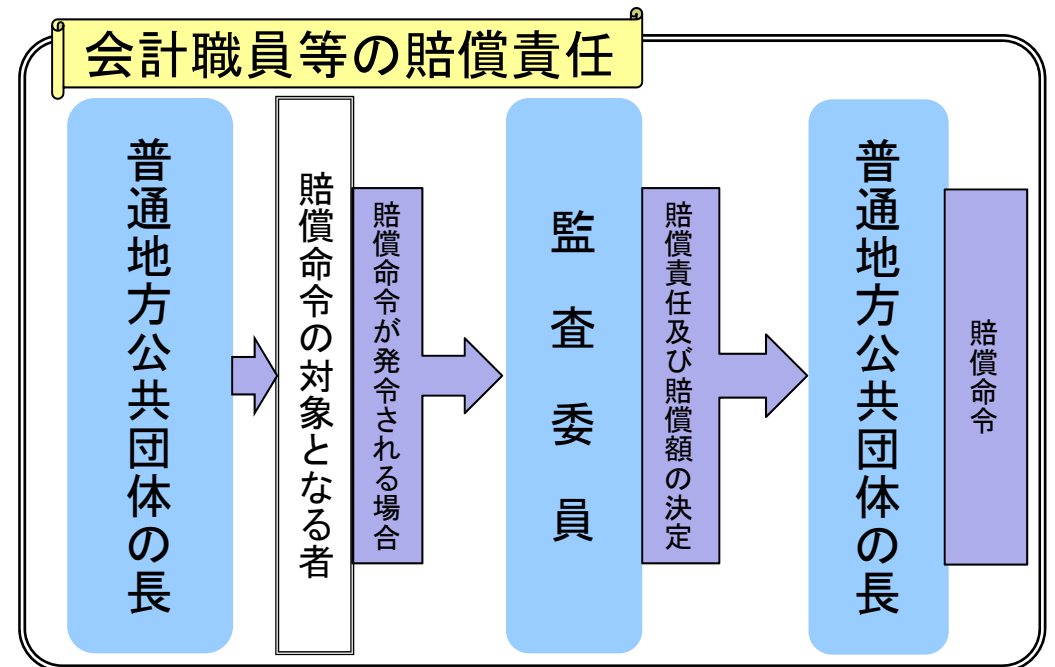
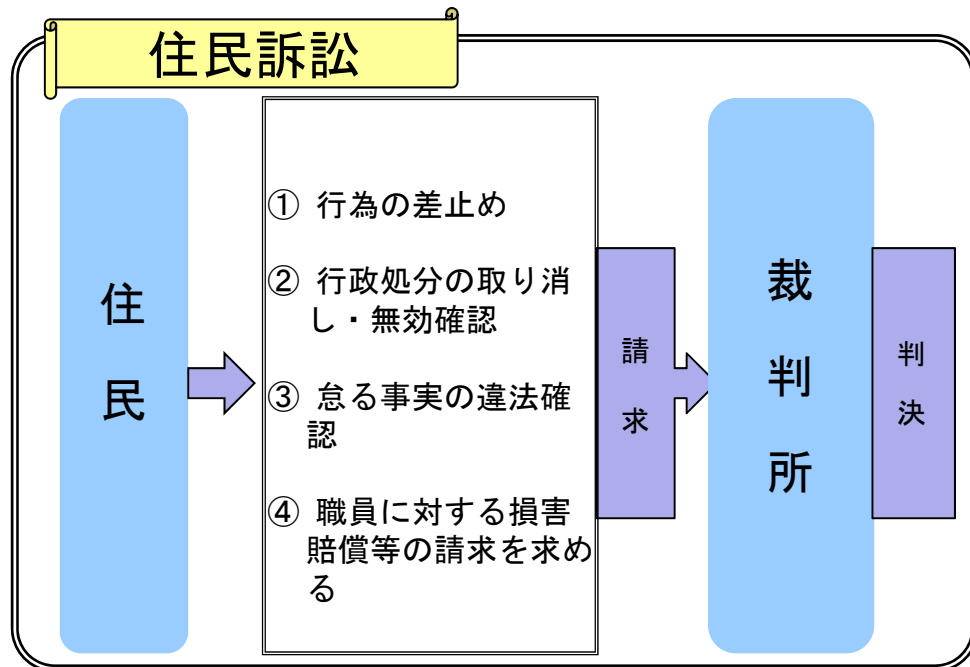
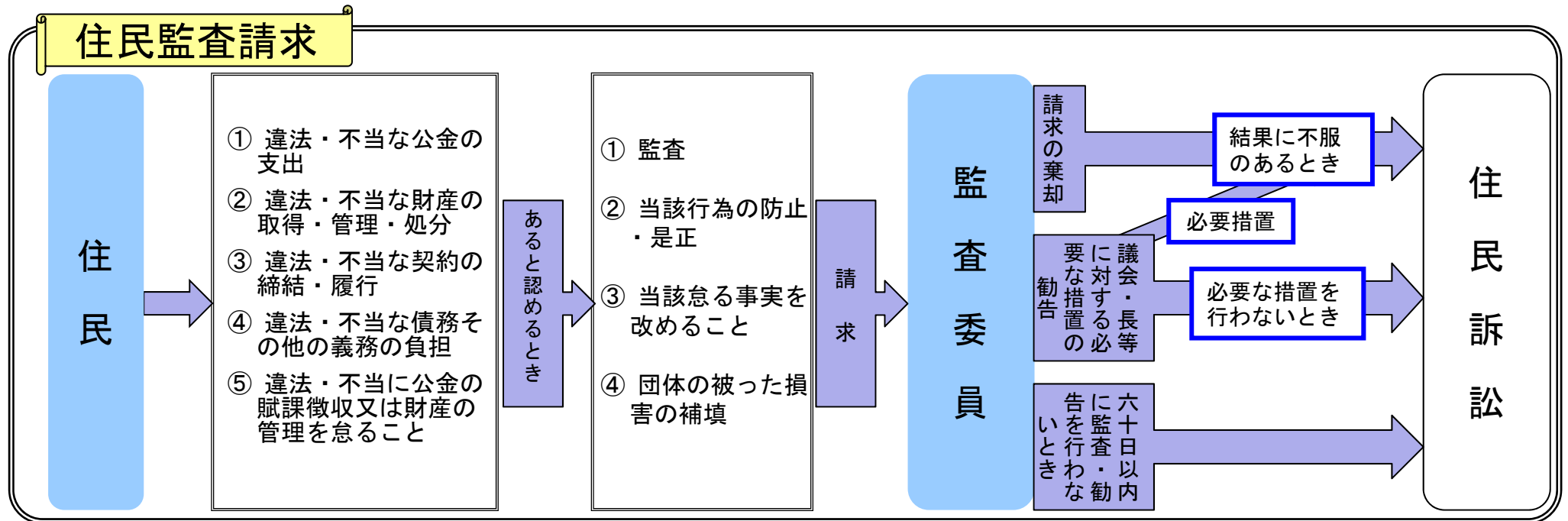


住民訴訟制度関連資料

住民監査請求制度、住民訴訟制度及び会計職員等の賠償責任の手続上の流れ



住民訴訟制度の概要①

1 住民訴訟の目的

地方公共団体の職員による違法な行為等により地方公共団体の住民として損失を被ることを防止するために、住民全体の利益を確保する見地から、職員の違法な行為等の予防、是正を図ることを本来の目的とする制度

(参考)最高裁昭和53年3月30日第一小法廷判決(民集32巻2号485頁)

住民訴訟は、普通地方公共団体の執行機関又は職員による地方自治法242条1項所定の財務会計上の違法な行為又は怠る事実が究極的には当該地方公共団体の構成員である住民全体の利益を害するものであるところから、これを防止するため、地方自治の本旨に基づく住民参政の一環として、住民に対しその予防又は是正を裁判所に請求する権能を与え、もって地方財務行政の適正な運営を確保することを目的としたものであるであって、執行機関又は職員の財務会計上の行為又は怠る事実の適否ないしその是正の要否について地方公共団体の判断と住民の判断とが相反し対立する場合に、住民が自らの手により違法の防止又は是正をはかることができる点に、制度の本来の意義がある。

2 住民訴訟を行うことができる者（地方自治法 § 242の2①）

住民監査請求を行った当該地方公共団体の住民(法人を含む。)

3 住民訴訟を行うことができる場合（地方自治法 § 242の2①）

住民が住民監査請求を行った場合において、以下に該当するときに、訴訟を提起することができる。(監査請求前置主義)

- ① 監査委員の監査の結果・勧告、勧告に基づいて長等が講じた措置に不服があるとき
- ② 監査委員が監査・勧告を60日以内に行わないとき
- ③ 監査委員の勧告に基づいた必要な措置を長等が講じないとき

4 住民訴訟を提起することができる期間（地方自治法 § 242の2②）

住民訴訟を提起できる場合に応じて、それぞれ一定の日から30日以内に訴訟を提起しなければならない。

住民訴訟制度の概要②

5 住民訴訟における請求の内容(地方自治法 § 242の2①)

違法な行為又は怠る事実(不当な行為又は怠る事実に係るものは対象外)について、以下のとおりの請求ができる。

	被告	請求内容	判決主文の例
1号訴訟	執行機関又は職員(※1)	財務会計上の行為の全部又は一部の差止めの請求	被告(執行機関等)は、●●事業に関し、公金を支出してはならない。
2号訴訟	地方公共団体	行政処分たる財務会計上の行為の取消し又は無効確認の請求	●●市長(処分行政庁)が●●に対し平成○年○月○日付けでした●●処分を取り消す。
3号訴訟	執行機関又は職員(※1)	怠る事実の違法確認の請求	被告(執行機関等)が、別紙物件目録記載の土地につき、●●に対し、同土地上の●●の収去を請求することを怠る事実が違法であることを確認する。
4号訴訟	執行機関又は職員(※2)	①「当該職員」(※3)又は「当該行為若しくは怠る事実に係る相手方」(※4)に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを求める請求 ②ただし、「当該職員」又は「相手方」が法第243条の2の規定による賠償命令の相手方となる者である場合にあっては、賠償の命令を求める請求	①被告(執行機関等)は、●●(職員等個人)に対し、○○円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年5分の割合による金員を請求せよ。 ②被告(執行機関等)は、●●(会計職員等個人)に対し、○○円及びこれに対する平成○年○月○日から支払済みまで年5分の割合に金員の賠償の命令をせよ。

※1 1号訴訟・3号訴訟において被告となるべき「執行機関又は職員」とは、当該財務会計行為又は怠る事実に係る権限を有する執行機関又は職員を指す。

※2 4号訴訟において被告となるべき「執行機関又は職員」とは、通常、行使を求められている債権を管理するとともに、賠償命令の主体となる執行機関としての長又は当該権限の委任を受けた職員が該当する。

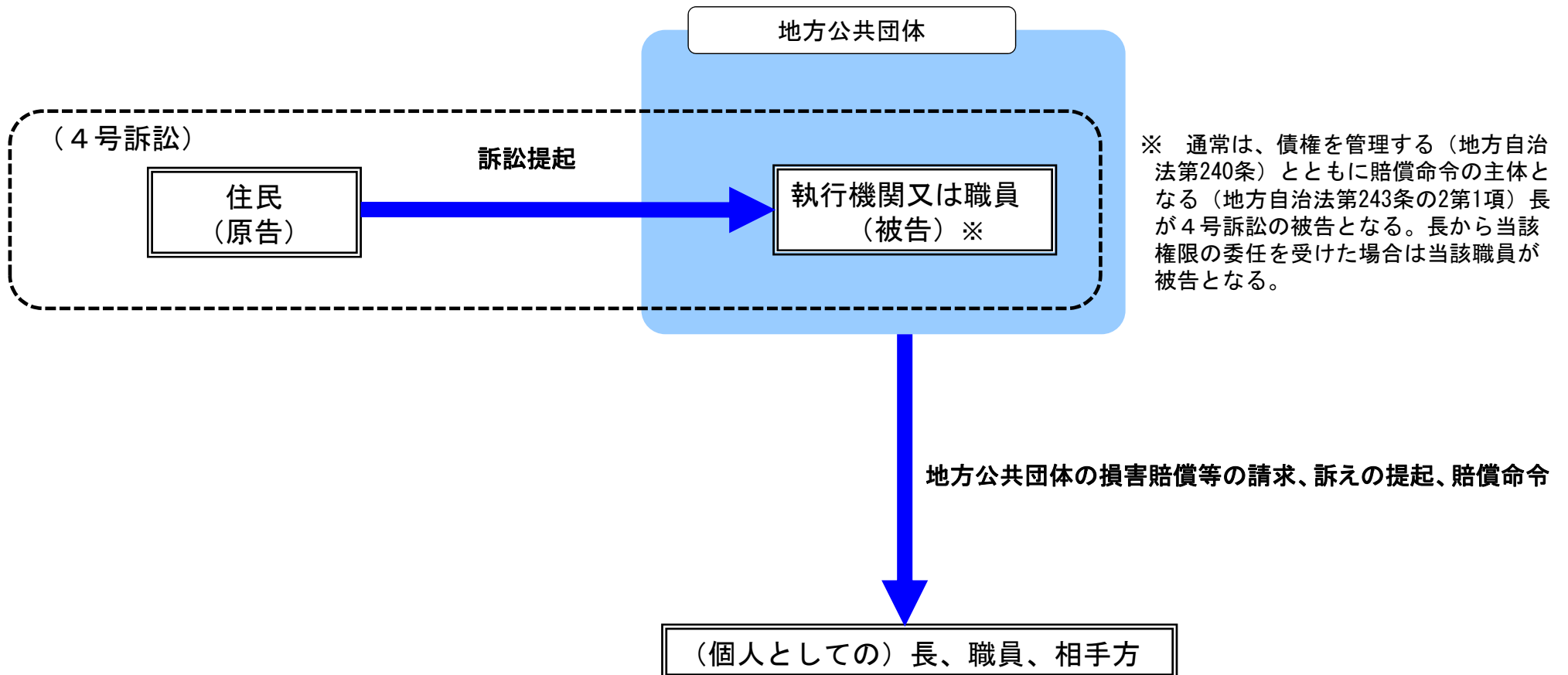
※3 地方自治法 § 242の2①IVにいう「当該職員」とは、当該訴訟において問題とされている財務会計上の行為を行う権限を法令上本来的に有するとされている者及びその者から権限の委任を受けるなどして権限を有するに至った者を指す(最高裁昭和62年4月10日判決)。

※4 地方自治法 § 242の2①IVにいう「当該行為若しくは怠る事実に係る相手方」とは、当該訴訟の原告により訴訟の目的である地方公共団体が有する実体法上の請求権を履行する義務があると主張されている者を指す(最高裁昭和53年6月23日判決)。

住民訴訟制度の概要③

【4号訴訟】

○ 住民訴訟のうち、いわゆる4号訴訟は、住民が、違法な財務会計上の行為又は怠る事実について、当該職員又はその相手方に損害賠償・不当利得返還の請求をすること又は賠償命令をすることを当該地方公共団体の執行機関又は職員に対して求める訴訟とされている（地方自治法第242条の2第1項第4号）。



住民訴訟制度の概要④

6 住民訴訟の判決

○ 判決の効力

既判力:「主文に包含するもの」について生じる(民事訴訟法 § 114①の準用)

拘束力:請求認容判決について生じる(行政事件訴訟法 § 33①の準用)

形成力:2号訴訟における取消判決等について生じる

○ 4号訴訟の判決後の手続

①損害賠償又は不当利得返還の請求を命ずる判決が確定した場合(地方自治法 § 242の3①、②)

長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、損害賠償金又は不当利得の返還金の支払を請求しなければならない。

当該判決が確定した日から60日以内に損害賠償金又は不当利得の返還金が支払われないときは、普通地方公共団体は、当該損害賠償又は不当利得返還の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

②賠償の命令を命ずる判決が確定した場合(地方自治法 § 243の2④、⑤)

長は、当該判決が確定した日から60日以内の日を期限として、賠償を命じなければならない。

当該判決が確定した日から60日以内に当該賠償の命令に係る損害賠償金が支払われないときは、普通地方公共団体は、当該損害賠償の請求を目的とする訴訟を提起しなければならない。

7 その他

○ 管轄 (地方自治法 § 242の2⑤)

地方公共団体の事務所の所在地を管轄する地方裁判所の管轄に専属する。

○ 弁護士費用 (地方自治法 § 242の2⑫)

原告が勝訴(一部勝訴を含む。)した場合において、弁護士に報酬を支払うべきときは、原告は、弁護士報酬額の範囲内で相当と認められる額を地方公共団体に請求することができる。

住民訴訟制度の主な沿革

	改正概要	住民訴訟の内容		
		対象職員	対象行為	請求内容
昭和23年	違法・不当な公金の支出等に対する監査請求・訴訟制度の新設	長 出納長 収入役 その他職員	① 公金の違法な支出、浪費 ② 財産の違法な処分 ③ 特定の目的のために準備した公金の目的外の支出 ④ 違法な債務その他の義務の負担 ⑤ 財産又は营造物の違法な使用 ⑥ 違法又は権限を超える契約の締結、履行	① 違法又は権限を超える行為の制限、禁止 ② 違法又は権限を超える行為の取消し、無効、普通地方公共団体の損害の補てん
昭和38年	住民訴訟の訴訟提起の要件の明確化、訴訟類型の整理等	長 委員会 委員 職員	① 違法な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担 ② 違法に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実	① 行為の全部又は一部の差止め請求 ② 行政処分たる行為の取消し、無効確認請求 ③ 怠る事実の違法確認請求 ④ 普通地方公共団体に代位して行う当該職員に対する損害賠償・不当利得返還の請求、当該行為・怠る事実に係る相手方に対する法律関係不存在確認・損害賠償・不当利得返還・原状回復・妨害排除請求
平成14年	4号訴訟につき、長個人を被告とする代位訴訟から執行機関を被告とする義務付け訴訟への訴訟類型の変更等	長 委員会 委員 職員	① 違法な公金の支出、財産の取得・管理・処分、契約の締結・履行、債務その他の義務の負担 ② 違法に公金の賦課・徴収、財産の管理を怠る事実	① 行為の全部又は一部の差止め請求 ② 行政処分たる行為の取消し、無効確認請求 ③ 怠る事実の違法確認請求 ④ 職員又は相手方に損害賠償又は不当利得返還の請求をすることを執行機関又は職員に対して求める請求（職員又は相手方が賠償命令の対象となる者である場合にあっては、賠償命令をすることを求める請求）

住民訴訟の件数（平成14年9月1日～平成26年3月31日）

区 分	団体数 a	訴訟件数					1団体あたりの 平均訴訟数 b/a
		b	1号訴訟 c	2号訴訟 d	3号訴訟 e	4号訴訟 f	
都道府県	(47)	581	110	29	71	483	12.36
指定都市	(20)	275	50	16	32	223	13.75
特別区	(23)	119	11	13	13	102	5.17
市町村（指定都市を除く。）	(1,698)	1,500	223	99	199	1,182	0.88
200,000 ～	(91)	443	59	31	75	369	4.87
150,000 ～ 199,999	(50)	106	18	6	12	84	2.12
100,000 ～ 149,999	(106)	202	37	10	14	169	1.91
50,000 ～ 99,999	(271)	247	27	10	32	199	0.91
40,000 ～ 49,999	(98)	87	8	7	3	74	0.89
30,000 ～ 39,999	(146)	104	10	9	19	77	0.71
20,000 ～ 29,999	(161)	99	20	9	10	76	0.61
10,000 ～ 19,999	(295)	130	30	10	26	77	0.44
0 ～ 9,999	(480)	82	14	7	8	57	0.17
全団体計	(1,788)	2,475	394	157	315	1,990	1.38

（地方自治月報第53号～57号より作成）

- ※ 平成14年9月1日～平成26年3月31日の間に提起された訴訟を対象としている。
- ※ 一の訴訟において、複数の請求があるものがあるため、cからfまでの合計とbは一致しない。
- ※ 人口は、平成22年度国勢調査人口による。
- ※ 団体数は、平成27年7月1日現在である。

神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決①

市町名	事 案 の 概 要	訴 訟 の 経 過
神戸市 (兵庫) ①	市から外郭団体(20団体)に支出した補助金・委託料は、市の派遣職員の人件費相当額を含んでおり、派遣法の脱法行為として違法であるなどとして、住民が、市長に対し、当時の市長に損害賠償の請求を、各外郭団体に不当利得返還の請求をするようそれぞれ求めた事案(4号訴訟) ※平成17年、18年の支出分が対象	平成18年 6月 提訴 平成20年 4月24日 一審判決:市長に対する45億5277万円請求命令(神戸地裁) 市側が控訴 平成21年 2月20日 市長が、市の損害賠償及び不当利得返還の請求権をそれぞれ放棄する旨の条例案提出 平成21年 2月26日 市議会が上記条例案を可決 平成21年11月27日 控訴審判決:市長に対する55億3966万円請求命令(大阪高裁) (※ 権利放棄を無効と判断) 市側が上告 平成24年 4月20日 上告審判決:原判決破棄、市長に対する請求棄却(最高裁) 【確定】 (※ 市長に過失なしと判断)
神戸市 (兵庫) ②	同上 ※外郭団体数は18団体 ※平成19年、20年の支出分が対象	平成20年12月 提訴 平成21年 2月20日 市長が、市の損害賠償及び不当利得返還の請求権をそれぞれ放棄する旨の条例案提出 平成21年 2月26日 市議会が上記条例案を可決 平成21年11月11日 一審判決:市長に対する請求棄却(神戸地裁) (※ 権利放棄を有効と判断) 住民側が控訴 平成22年 8月27日 控訴審判決:控訴棄却、一審判決を維持(大阪高裁) (※ 権利放棄を有効と判断) 住民側が上告 平成24年 4月20日 上告審判決:大阪高裁へ差戻し(最高裁) 平成24年10月12日 差戻後控訴審判決:控訴棄却、一審判決を維持(大阪高裁) 【確定】 (※ 市長に過失なしと判断)

神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決②

市町名	事案の概要	訴訟の経過
神戸市 (兵庫) ③	同上 ※外郭団体数は47団体 ※平成20年、21年の支出分が対象	平成21年 6月 提訴 平成22年10月28日 一審判決:請求棄却(神戸地裁) (※ H20補助金支出については権利放棄を有効と判断、H21補助金支出については違法事由なし) 住民側が控訴 平成23年 9月16日 控訴審判決:H20補助金支出部分について神戸地裁へ差戻し(大阪高裁) (※ H20補助金支出については権利放棄を無効と判断、H21補助金支出については違法事由なく請求棄却) 市側が上告 平成24年 4月20日 上告審判決:上告棄却(神戸地裁へ差戻し)(最高裁) 平成25年 1月30日 差戻後一審判決:請求棄却(神戸地裁) (※ H20補助金支出について市長に対する権利放棄を有効と判断) 平成25年 7月25日 差戻後控訴審判決:控訴棄却、差戻後一審判決を維持(大阪高裁)【確定】
神戸市 (兵庫) ④	市から外郭団体(3団体)に支出した平成16年、17年分の補助金支出は違法であるとして平成18年に提訴された訴訟であって、平成21年に市側の敗訴が確定(2億5379万円請求命令)した事案において、市側が確定判決に基づく請求又は訴訟提起を怠っているとする違法確認請求に係る事案(3号訴訟)	平成22年 3月 提訴 平成22年10月28日 一審判決:請求棄却(神戸地裁) (※ 権利放棄を有効と判断) 平成23年 3月15日 控訴審判決:控訴棄却、一審判決を維持(大阪高裁) (※ 権利放棄を有効と判断) 住民側が上告 平成24年 4月20日 上告審判決:大阪高裁へ差戻し(最高裁) 平成24年 9月27日 差戻後控訴審判決:控訴棄却、差戻前の一審判決を維持(大阪高裁)【確定】 (※ 権利放棄を有効と判断)

神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決③

市町名	事案の概要	訴訟の経過
大東市 (大阪)	市の非常勤職員の退職の際に退職慰労金を支給していることは、条例の根拠を欠いており、地方自治法第204条の2等の規定に反し違法であるとして、住民(市議会議員)が、市長に対し、市長個人及び担当職員個人に損害賠償の請求をするよう求めるとともに、将来の退職慰労金の支給の差し止めを求めるなどした事案(1号、4号訴訟)	<p>平成19年12月 提訴</p> <p>平成20年 8月 7日 <u>一審判決:238万円請求命令(大阪地裁)</u></p> <p>市側が控訴</p> <p>平成20年12月22日 市議会議員が損害賠償請求権を放棄する旨の議案を提出し、同日、市議会が可決</p> <p>平成21年 3月26日 <u>控訴審判決:請求棄却(大阪高裁)</u> (※ 権利放棄を有効と判断)</p> <p>住民側が上告</p> <p>平成24年 4月20日 <u>上告審判決:大阪高裁へ差戻し(最高裁)</u></p> <p>平成25年 3月27日 <u>差戻後控訴審判決:請求棄却(大阪高裁)【確定】</u> (※ 市長らに故意、過失又は重過失は認められない)</p>
さくら市 (旧氏家町) (栃木)	町が浄水場建設予定地として購入した土地の代金が適正価格を超えていたとして、住民が、市長に対し、当時の町長に適正価格との差額についての損害の賠償をするよう求めた事案(4号訴訟)	<p>平成17年 5月 提訴</p> <p>平成20年12月24日 <u>一審判決:1億2192万円請求命令(宇都宮地裁)</u></p> <p>市側が控訴</p> <p>平成21年 9月 1日 市議会議員が、損害賠償請求権を放棄する旨の議案を提出し、同日、市議会が可決。</p> <p>平成21年12月24日 <u>控訴審判決:控訴棄却、一審判決を維持(東京高裁)</u> (※ 権利放棄を無効と判断)</p> <p>市側が上告</p> <p>平成24年 4月23日 <u>上告審判決:東京高裁へ差戻し(最高裁)</u></p> <p>平成25年 5月30日 <u>差戻後控訴審判決:請求棄却(東京高裁)【確定】</u> (※ 権利放棄を有効と判断)</p>

神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決④

平成24年4月20日最高裁判所第二小法廷判決(民集66巻6号2583頁)【神戸市①事件】
平成24年4月20日最高裁判所第二小法廷判決(裁判集民事240号185頁)【大東市事件】
平成24年4月23日最高裁判所第二小法廷判決(民集66巻6号2789頁)【さくら市事件】

【法廷意見（各事件）】

(住民訴訟で争われている損害賠償請求権等を放棄する議決の有効性について)

- 地方自治法96条1項10号は、普通地方公共団体の議会の議決事項として、「法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること」を定め、この「特別の定め」の例としては、普通地方公共団体の長はその債権に係る債務者が無資力又はこれに近い状態等にあるときはその議会の議決を経ることなくその債権の放棄としての債務の免除をすることができる旨の同法240条3項、地方自治法施行令171条の7の規定等がある。他方、普通地方公共団体の議会の議決を経た上でその長が債権の放棄をする場合におけるその放棄の実体的要件については、同法その他の法令においてこれを制限する規定は存しない。
- したがって、地方自治法においては、普通地方公共団体がその**債権を放棄するに当たって、その議会の議決及び長の執行行為(条例による場合は、その公布)という手続的要件を満たしている限り、その適否の実体的判断については、住民による直接の選挙を通じて選出された議員により構成される普通地方公共団体の議決機関である議会の裁量権に基本的に委ねられているもの**というべきである。
- もっとも、同法において、普通地方公共団体の執行機関又は職員による公金の支出等の財務会計行為又は怠る事実に係る違法事由の有無及びその是正の要否等につき住民の関与する裁判手続による審査等を目的として住民訴訟制度が設けられているところ、**住民訴訟の対象とされている損害賠償請求権又は不当利得返還請求権を放棄する旨の議決がされた場合についてみると、このような請求権が認められる場合は様々であり、個々の事案ごとに、当該請求権の発生原因である財務会計行為等の性質、内容、原因、経緯及び影響、当該議決の趣旨及び経緯、当該請求権の放棄又は行使の影響、住民訴訟の係属の有無及び経緯、事後の状況その他の諸般の事情を総合考慮して、これを放棄することが普通地方公共団体の民主的かつ実効的な行政運営の確保を旨とする地方自治法の趣旨等に照らして不合理であって上記の裁量権の範囲の逸脱又は濫用に当たると認められるときは、議決は違法となり、放棄は無効となるもの**と解するのが相当である。そして、当該公金の支出等の財務会計行為等の性質、内容等については、その違法事由の性格や当該職員又は当該支出等を受けた者の帰責性等が考慮の対象とされるべきものと解される。

神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決⑤

【千葉勝美裁判官の補足意見（各事件）】

- 国家賠償法においては、個人責任を負わせる範囲について、同法第1条2項が公権力の行使に当たる公務員が故意又は重大な過失のあった場合に限定しているのと比べ、住民訴訟においては、個人責任を負う範囲を狭めてはならず、その点が制度の特質となっている。
- 住民訴訟制度が設けられた当時は、財務会計行為及び会計法規は、その適法・違法が容易にかつ明確に判断し得るものであると想定されていたが、その状況は、今日一変しており、地方公共団体の財政規模、行政活動の規模が急速に拡大し、それに伴い、複雑多様な財務会計行為が錯綜し、それを規制する会計法規も多岐にわたり、それらの適法性の判断が容易でない場合も多くなっている。そのような状況の中で、地方公共団体の長が自己又は職員のミスや法令解釈の誤りにより結果的に膨大な個人責任を追及されるという結果も多く生じてきており（最近の下級裁判所の裁判例においては、損害賠償請求についての認容額が数千万円に至るものも多く散見され、更には数億円ないし数十億円に及ぶものも見られる。）、また、個人責任を負わせることが、柔軟な職務遂行を萎縮させるといった指摘も見られるところである。
- 地方公共団体の長が、故意等により個人的な利得を得るような犯罪行為ないしそれに類する行為を行った場合の責任追及であれば別であるが、錯綜する事務処理の過程で、一度ミスや法令解釈の誤りがあると、相当因果関係が認められる限り、長の給与や退職金をはるかに凌駕する損害賠償義務を負わせることとしているこの制度の意義についての説明は、通常の個人の責任論の考えからは困難であり、それとは異なる次元のものといわざるを得ない。
- 国家賠償法の考え方に倣えば、長に個人責任を負わせる方法としては、損害賠償を負う場合やその範囲を限定する方法もあり得るところである。（例えば、損害全額について個人責任を負わせる場合を、故意により個人的な利得を得るために違法な財務会計行為を行った場合や、当該地方公共団体に重大な損害を与えることをおおよそ顧慮しないという無視（英米法でいう一種のreckless disregardのようなもの）に基づく行為を行った場合等に限ることとし、それ以外の過失の場合には、裁判所が違法宣言をし、当該地方公共団体において一定の懲戒処分等を行うことを義務付けることで対処する等の方法・仕組みも考えられるところである）。
- 現行の住民訴訟は、不法行為法の法理を前提にして、違法行為と相当因果関係がある損害の全てを個人に賠償させることにしている。そのことが心理的に大きな威嚇となり、地方公共団体の財務の適正化が図られるという点で成果が上がることが期待される一方、場合によっては、前記のとおり、個人が処理できる範囲を超えた過大で過酷な負担を負わせる等の場面が生じているところである。
- 議会としては、基本的にはその裁量事項であっても、単なる政治的・党派的判断ないし温情的判断のみで処理することなく、その逸脱・濫用とならないように、本件の法廷意見が指摘した司法判断の枠組みにおいて考慮されるべき諸事情を十分に踏まえ、事案に即した慎重な対応が求められることを肝に銘じておくべきである。

神戸市、大東市、さくら市の住民訴訟に関する最高裁判決⑥

【須藤正彦裁判官の意見（さくら市事件）】

- 一般論でいえば、長に対しておよそ弁済能力を超える非常識に高額な金額の損害賠償請求権を行使するのも必ずしも適切でないという面も否定できない。すなわち、長による普通地方公共団体の効率的・建設的な公金使用あるいは複雑かつ多様な現代社会に対応し長期的な視野に立った積極果敢な行政運営や職務の遂行が求められる一方で、その職務の遂行過程で違法に普通地方公共団体に損害を与えるという場面があり得、その場合に、その損害の名目額にもかかわらず経済実質上のそれは僅かであると評価されるときや、帰責性がさほどではないとみられるときもあり得る。
- 他方また、公権力の行使に当たる公務員の職務の遂行における不法行為による国又は公共団体の損害賠償責任について公務員個人は被害者に対し損害賠償責任を負わないこと、長以外の職員は議会の同意を得てではあるが、監査委員によって決定された賠償責任につき長から減免を受け得ること(法243条の2第8項)との権衡、長はそれ以外の職員と異なり住民による直接の選挙を通じて選出され、政治責任を問われ得る存在であることなどの事情を考慮すると、多額の損害賠償請求権を行使することが酷に失し、あるいは、行政運営を萎縮させたり、長の適任者を遠ざけることにもなりかねない面もある。
- もちろん、住民訴訟は、長などの生活を破綻させることを目的とするものではないし、また、そうさせてまで賠償をさせても地方公共団体の損害回復に寄与する程度は一般的にはいかほどのものでもないであろう。そうすると、事案によってはこの高額な損害賠償金額を一定程度減縮することが相当となる場合があるという考え方も成り立ち得る。
- 一般的に、議会において賠償金額を、例えば、長の資力などを考慮して過重とみられる分をカットし、あるいは、年間報酬額の何年分といった額にまで減縮する旨の一部放棄の議決をすることは一つの政治的判断として合理的で裁量権の範囲内とみられよう。

長や職員に対する高額（1億円以上）の損害賠償が命じられた事例①

○ 調査方法

平成17年4月1日～平成27年4月1日の間に、4号訴訟において、地方公共団体の長や職員に対する1億円以上の損害賠償（請求）を命じる判決が言い渡されたものについて、地方公共団体（全都道府県・市区町村）に照会・調査

※平成27年6月1日時点で訴訟係属中のものは除く

番号	事案	
1	概要	市が、業者に町内清掃等に係る汚土収集運搬作業の委託契約を締結し、その委託料を支払っていたところ、①委託契約における委託作業の対象外物件の収集運搬業務についても委託料を支払っていた、②契約上の適正な手続を経ずに委託料を支払っていた、③委託契約は、随意契約の方法により締結することができないにもかかわらず、随意契約の方法で締結されたものである等の理由により無効であり、当時の市長等の過失により、市が違法に委託料を支出し、委託料相当額の損害を被ったとして、当時の市長、助役、収入役に対し、3398万～1億7171万円の損害賠償を求めた（旧4号訴訟）。
	賠償義務者	市長、助役
	訴訟の経過	一審（広島地裁H10.3.31判決）：請求一部認容（市長に対し、1億4994万円の賠償命令、助役3名に対し、3398万円～1億4994万円の賠償命令） 控訴審（広島高裁H15.7.29判決）：原判決変更（市長に対し、1億0751万円の賠償命令、助役3名に対し、276万円～1億0751万円の賠償命令） 上告審（最高裁H18.11.24決定）：上告不受理、上告棄却 ⇒ 高裁判決確定
2	概要	市長によりゴルフ場開発が不許可とされた開発用地を所有する開発業者等が、市に対して80億円の損害賠償を求める民事調停を申し立てたところ、裁判所により、市が開発業者から代金約47億円で用地を買い取ることを内容として調停に代わる決定がなされ、市長は、議会の議決を得た上で、決定に異議申立てをせず確定させ、市は買取代金を支払った。市長が同決定における買取代金が著しく高額であることを知り又は知り得たにもかかわらず、決定に異議申立てをせず確定させたことにより、市に買取代金と適正価格との差額分に相当する損害を被らせたとして、市長に対し、43億5429万円の損害賠償を求めた（旧4号訴訟）。
	賠償義務者	市長
	訴訟の経過	一審（京都地裁H13.1.31判決）：請求一部認容（4億6892万円の賠償命令） 控訴審（大阪高裁H15.2.6判決）：原判決変更（26億1257万円の賠償命令） 上告審（最高裁H17.9.15決定）：上告不受理 ⇒ 高裁判決確定

※金額はいずれも1万円未満切り捨て

（事務局調べ）

長や職員に対する高額（1億円以上）の損害賠償が命じられた事例②

番号	事案	
3	概要	<p>事業者が動物霊園等を建設することを計画していたところ、市は、山林開発による災害の心配や生活環境の悪化を理由とする近隣住民の反対運動に配慮し、自然環境を保全する観点等から、建設予定地を取得することとし、土地開発公社に動物霊園等の建設予定地を先行取得させたうえで、当該建設予定地を買い受けた。</p> <p>市が取得した当該建設予定の代金が適正価格を超えているから地方財政法4条1項に違反して違法であり、少なくとも補償費名目で支払った額に相当する損害を被ったとして、市長に対し、1億3246万円の損害賠償を求めた(旧4号訴訟)。</p>
	賠償義務者	市長
	訴訟の経過	<p>一審(大阪地裁H14.6.14判決):請求認容(1億3246万円の賠償命令)</p> <p>控訴審(大阪高裁H15.6.17判決):控訴棄却</p> <p>上告審(最高裁H17.9.6決定):上告棄却、上告不受理 ⇒ 一審判決確定</p>
4	概要	<p>市は、地方交付税額算定に当たっての公共施設状況調査における公共下水道の「現在排水人口」について、記載要領で記載を要求されていた定住人口の数値ではなく、定住人口に昼間利用人口を加算した数値を報告したことにより、29か年度にわたって地方交付税を過大に交付されていたため、自治大臣から、その差額分の返還及び加算金を請求されて支払った。</p> <p>18か年度分の調査票の記載に関わった市長及び職員が調査票に過大な数値を記載したことあるいは自治省から配布された交付税算定用基礎数値チェック票による確認手続の際にその過大な数値を訂正しなかった過失により、市が国から支払を請求されて支払った加算金に相当する21億1772万円の損害を被ったとして、市長及び職員(助役、下水道局長、財政局長、担当部長等合計43名)に対して、損害賠償等を求めた(3号訴訟、旧4号訴訟)。</p>
	賠償義務者	市長、助役、職員
	訴訟の経過	<p>一審(岡山地裁H18.5.17判決):請求一部認容(市長に対し、4億5090万円の賠償命令、助役5名に対し、2億1487万～4億9091万円の賠償命令、下水道局長、財政局長合計11名に対し、1735万円～6億7764万円の賠償命令)</p> <p>控訴審(広島高裁岡山支部H21.9.17判決):原判決変更(市長に対し、4億5090万円の賠償命令、助役1名に対し、2億1487万円の賠償命令、下水道局長5名に対し、1735万円～1億8128万円の賠償命令)</p> <p>※上告後、訴訟外で被告らが解決金合計9000万円を支払い、訴え取下げで訴訟終了。</p>

※金額はいずれも1万円未満切り捨て

(事務局調べ)

長や職員に対する高額（1億円以上）の損害賠償が命じられた事例③

番号	事案	
5	概要	県職員の旅費の支出負担行為及び支出命令が、公務出張の事実がないのにされた違法なものであり、旅費の支出に係る支出負担行為及び支出命令の法令上本来の権限を有する職にあった知事（旅費にかかる支出負担行為及び支出命令は課長補佐等が専決により行うものとされていた。）がカラ出張の対策をすべき指揮監督義務に違反した過失により、県に損害を与えたとして、当時の県知事に対し、2億1356万円の損害賠償を求めた（旧4号訴訟）。
	賠償義務者	知事
	訴訟の経過	一審（福井地裁H18.12.27判決）：請求一部認容（1億0983万円の賠償命令） 控訴審（名古屋高裁金沢支部H20.2.20判決）：原判決取消、請求棄却 上告審（最高裁H21.11.12決定）：上告棄却、上告不受理 ⇒ 高裁判決確定
6	概要	市が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律所定の手続によらずに市の外郭団体に対して補助金を支出してこれが派遣職員の給与に充てられたことが派遣職員の給与の支給方法を定める同法を潜脱するもので違法であり、市長の過失により、市が補助金相当額の損害を被ったとして、市長に対する2億5379万円の損害賠償請求を求めた（4号訴訟）。
	賠償義務者	市長
	訴訟の経過	一審（神戸地裁H20.4.24判決）：請求一部認容（2億1872万円の請求命令） 控訴審（大阪高裁H21.1.20判決）：原判決変更（2億5379万円の請求命令） 上告審（最高裁H21.12.10決定）：上告棄却、上告不受理 ⇒ 高裁判決確定
7	概要	市が公益法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律所定の手続によらずに市の外郭団体に対して補助金を支出してこれが派遣職員の給与に充てられたことが派遣職員の給与の支給方法を定める同法を潜脱するもので違法であり、市長の過失により、市が補助金相当額の損害を被ったとして、市長に対する70億0192万円の損害賠償請求を求めた（4号訴訟）。
	賠償義務者	市長
	訴訟の経過	一審（神戸地裁H20.4.24判決）：請求一部認容（45億5277万円の請求命令） 控訴審（大阪高裁H21.11.27判決）：原判決変更（55億3966万円の請求命令） 上告審（最高裁H24.4.20判決）：原判決破棄、請求棄却 ⇒ 確定

※金額はいずれも1万円未満切り捨て
(事務局調べ)

長や職員に対する高額（1億円以上）の損害賠償が命じられた事例④

番号	事案	
8	概要	<p>合併前の町が浄水場建設予定として購入した土地の代金が適正価格を超えており、当時の町長が裁量を逸脱、濫用し、地方自治法2条14項、地方財政法4条1項に違反して違法に契約を締結したことにより、町が適正価格との差額分の損害を被ったとして、当時の町長に対する当該差額分相当の1億2192万円の損害賠償請求を求めた(4号訴訟)。</p> <p>一審判決後に議会が当時の町長に対する請求権を放棄する議決をした。</p>
	賠償義務者	町長
	訴訟の経過	<p>一審(宇都宮地裁H20.12.24判決):請求認容(1億2192万円の請求命令)</p> <p>控訴審(東京高裁H21.12.24判決):控訴棄却</p> <p>上告審(最高裁H24.4.23判決):原判決破棄、差戻</p> <p>差戻後控訴審(東京高裁H25.5.30判決):原判決取消、請求棄却 ⇒ 高裁判決確定</p>
9	概要	<p>生活保護に係る高額に通院移送費の請求を受けて市がした生活保護の支給決定(総額2億3886万円)は最低限度の生活の需要を超えるもので生活保護法第8条第2項に違反するものであり、当時の市長や福祉事務所長等の故意・過失又は重過失により、市が支給額に相当する損害を被ったとして、当時の市長、福祉事務所長、担当課長2名等に対する損害賠償請求又は地方自治法第243の2第3項による賠償命令を求めた(4号訴訟)。</p>
	賠償義務者	職員(福祉事務所長、課長)
	訴訟の経過	<p>一審(札幌地裁H25.3.27判決):請求一部認容(元福祉事務所長に対する合計9785万円の請求命令等、元担当課長1名に対する合計1855万円の請求命令等、元市長・担当課長1名に対する請求は棄却)</p> <p>控訴審(札幌高裁H26.4.25判決):原判決変更(元福祉事務所長に対する合計1億3465万円の請求命令等、元担当課長2名に対する合計4920～5535万円の請求命令等、元市長に対する請求は棄却) ⇒ 高裁判決確定</p>
10	概要	<p>市が、国及び県からの補助金交付対象事業としてA社に委託して実施させた工事につき、補助金の交付を受けてA社に委託料を支払っていたところ、実際の工事の出来高を上回る委託料を支払っていた結果、補助金を過大に受給していたことが判明したとして、国及び県から補助金交付決定を取り消され、補助金の返還と加算金の納付を請求されて支払った。</p> <p>工事の検査担当職員、委託料の支出命令・支出負担行為の担当職員の故意又は重過失、当時の市長(支出命令・支出負担行為は補助職員が専決により行っていた。)の指揮監督上の過失により、市が国及び県から支払を請求されて支払った加算金に相当する1億6608万円の損害を被ったとして、元市長に対する1億6608万円の損害賠償請求を求め、担当職員に対する384万円～1億6608万円の賠償命令を求めた(4号訴訟)。</p>
	賠償義務者	職員(検査担当職員)
	訴訟の経過	<p>一審(横浜地裁H26.3.26判決):請求一部認容(検査員2名に対する2559万円、1億4049万円の賠償命令)</p> <p>※控訴後、訴え取り下げ</p>

※金額はいずれも1万円未満切り捨て
(事務局調べ)

団体区分別の首長及び職員（一般行政職）の平均給料月額等

区分	団体数	給料月額(職員は給与月額)					
		長			職員(一般行政職)		
		区分平均	区分最高	区分最低	区分平均	区分最高	区分最低
都道府県	47	114.2万円	147.8万円 (東京都)	89.6万円 (三重県)	42.1万円	45.7万円 (東京都)	36.7万円 (沖縄県)
指定都市	20	110.0万円	142.8万円 (横浜市)	50.0万円 (名古屋市)	43.9万円	47.0万円 (さいたま市)	39.7万円 (浜松市)
特別区	23	112.9万円	124.6万円 (港区)	96.5万円 (目黒区)	44.2万円	48.1万円 (杉並区)	41.7万円 (台東区)
市	770	83.9万円	120.6万円 (西宮市)	25.9万円 (夕張市)	40.0万円	47.7万円 (草津市)	31.4万円 (夕張市)
町村	929	69.1万円	90.4万円 (宮城県柴田町)	23.0万円 (徳島県牟岐町)	35.8万円	45.1万円 (神奈川県葉山町)	24.8万円 (大分県姫島村)

(「平成26年地方公務員給与実態調査結果」(総務省調べ)より作成)

注1 給与額は条例で定めた月額の支給額(千円未満四捨五入)であり、減額措置をしている場合は当該減額措置後の金額である。

注2 「市」欄は政令指定都市を除く。

注3 市長及び町村長に係る給料月額について、4月(統計の作成基準月)給料のみ1円としている団体を除き、給料月額を計上している。

注4 給与月額とは、給料月額(給料の調整額を含む。)に諸手当月額(扶養手当、地域手当、住居手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当等の諸手当の額を合計したもの。)を合計したものである。

各法令における国と地方公共団体の職員の賠償責任の比較

	地方公共団体		国
	長及び職員(会計職員等を除く)	会計職員等	
賠償責任を負う者	長(民法 § 709、最判S61.2.27) 会計職員等以外の職員(民法 § 709)	会計管理者 会計管理者の事務を補助する職員 資金前渡を受けた職員 (地方自治法 § 243の2①)	出納官吏(代理官、分任官を含む) 出納員 都道府県の知事又は知事の指定する職員 (会計法 § 41①・44、45、48①・②)
		占有動産を保管している職員 物品を使用している職員 (地方自治法 § 243の2①)	物品管理職員 物品を使用する職員 (物品管理法 § 31①・②)
		支出負担行為の権限を有する職員 支出命令・支出負担行為の確認の権限を有する職員 支出・支払の権限を有する職員 契約の履行を確保するために行う監督・検査の権限を有する職員 上記の権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの (地方自治法 § 243の2①)	予算執行職員 (予責法 § 2・3②)
主観的要件	故意又は過失 (民法 § 709)	① 現金の亡失については故意又は過失 ② ①以外は故意又は重大な過失 (地方自治法 § 243の2①)	① 出納官吏、出納員、知事又は知事の指定する職員による現金の亡失については、善管注意義務の懈怠 ※軽過失を含む (会計法 § 41①) ② ①以外は故意又は重大な過失 (物品管理法 § 31①・②、予責法 § 3)
免除	議会の議決による放棄 (地方自治法 § 96①X)	議会の議決(監査委員の意見を聴き、その意見を付けて付議) (地方自治法 § 243の2⑧)	国会の議決 (会計検査院法 § 32④、予責法 § 7)

※ このほか、国・地方公共団体の職員は、国家賠償法により、公権力の行使に当たる公務員が違法に他人に損害を加え、故意又は重過失があるときは、国又は地方公共団体に対して求償責任を負う(国家賠償法 § 1)。

※ 国の公務員のうち、出納官吏、物品管理職員、予算執行職員等以外の職員は、民法上の賠償責任を負うとする見解と民法上の賠償責任を負わないとする見解がある。

地方公共団体の長や職員に対する損害賠償請求権に関する最高裁判例

昭和61年2月27日最高裁判所第一小法廷判決(民集40巻1号88頁)

【裁判要旨】

(地方自治法第243条の2の規定による会計職員等の損害賠償責任の法的性質)

- 地方自治法における職員の賠償責任に関する制度の制定、改正の経緯に現行243条の2の規定内容を合わせて考えれば、同条の趣旨とするところは、同条1項所定の職員の職務の特殊性に鑑みて、同項所定の行為に起因する当該地方公共団体の損害に対する右職員の賠償責任に関しては、民法上の債務不履行又は不法行為による損害賠償責任よりも責任発生の要件及び責任の範囲を限定して、これら職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的となることなく、積極的に職務を遂行することができるよう配慮するとともに、右職員の行為により地方公共団体が損害を被った場合には、簡便、かつ、迅速にその損害の補てんが図られるように、当該地方公共団体を統轄する長に対し、賠償命令の権限を付与したものであると解せられる。
- 地方自治法243条の2の規定は、同条1項所定の職員の行為に関する限りその損害賠償責任については民法の規定を排除し、その責任の有無又は範囲は専ら同条1、2項の規定によるものとし、また、右職員の行為により当該地方公共団体が損害を被った場合に、賠償命令という地方公共団体内部における簡便な責任追及の方法を設けることによって損害の補てんを容易にしようとした点にその特殊性を有するものにすぎず、当該地方公共団体の右職員に対する損害賠償請求権は、同条1項所定の要件を満たす事実があればこれによって実体法上直ちに発生するものと解するのが相当であり、同条3項に規定する長の賠償命令をまって初めてその請求権が発生するとされたものと解すべきではない。

(長の損害賠償責任の法的性質)

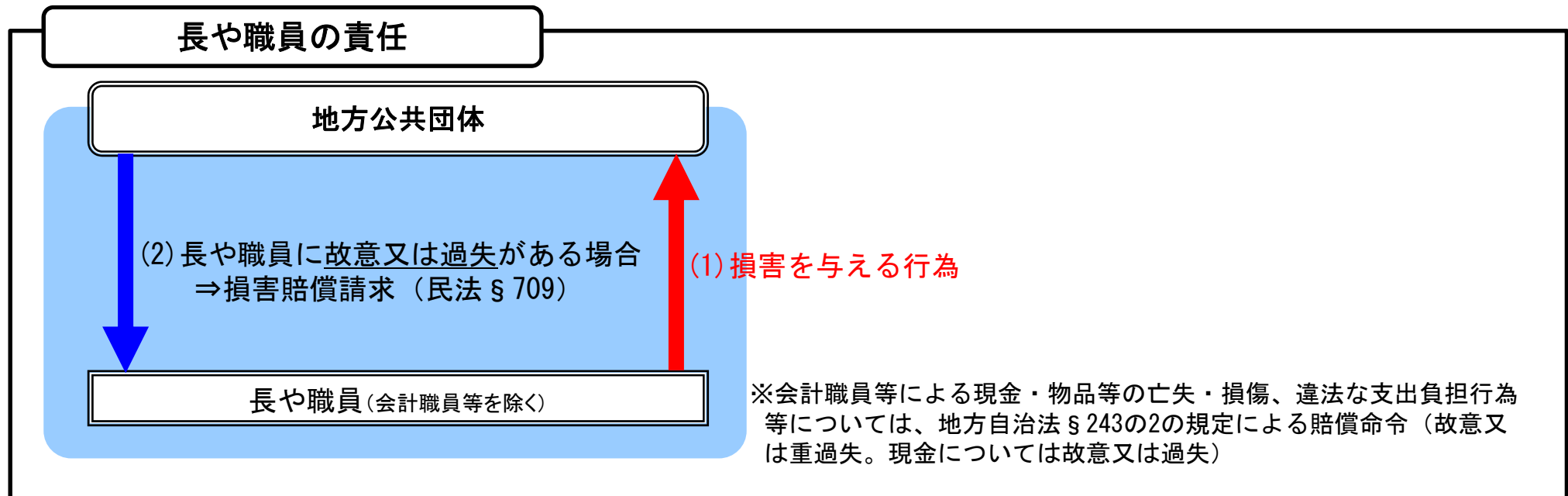
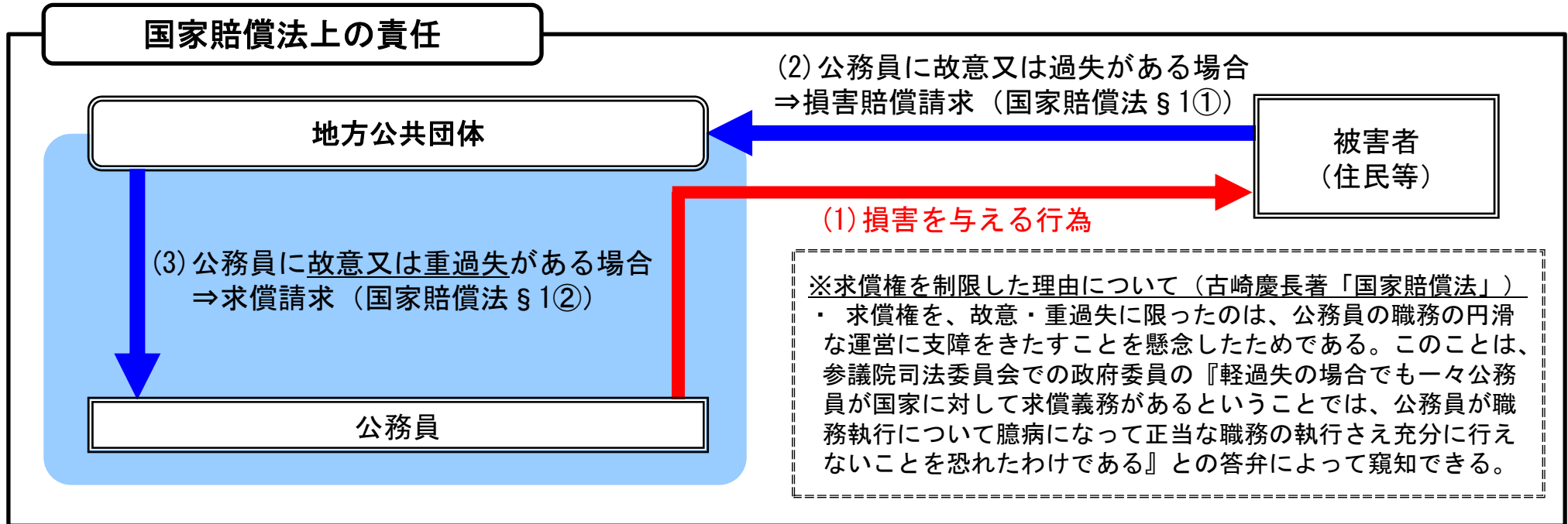
- 普通地方公共団体の長は、当該地方公共団体の条例、予算その他の議会の議決に基づく事務その他地方公共団体の事務を自らの判断と責任において誠実に管理し及び執行する義務を負い(地方自治法138条の2)、予算についてその調製権、議会提出権、付再議権、原案執行権及び執行状況調査権等広範な権限を有するものであって(地方自治法176条、177条、211条、218条、221条)、その職責に鑑みると、普通地方公共団体の長の行為による賠償責任については、他の職員と異なる取扱をされることもやむを得ないものであり、右のような普通地方公共団体の長の職責並びに前述のような法243条の2の規定の趣旨及び内容に照らせば、同条1項所定の職員には当該地方公共団体の長は含まれず、普通地方公共団体の長の当該地方公共団体に対する賠償責任については民法の規定によるものと解するのが相当である。

(参考)

民法(明治29年法律第89号)抄

第709条 故意又は過失によって他人の権利又は法律上保護された利益を侵害した者は、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

国家賠償法上の責任と地方公共団体の長等の責任の比較



地方公共団体の会計職員等の賠償責任及び賠償命令制度

1 制度趣旨

- 会計職員及び予算執行職員等の一定の職務に限り、職務の特殊性に鑑みて、民法上の責任よりも責任発生の要件及び責任を限定し、職員がその職務を行うにあたり畏縮し消極的になることなく積極的に職務を遂行することができるように配慮するとともに、地方公共団体が損害を被った場合に、地方公共団体内部の簡便な責任追及の方法を設けることによって、その損害の補てんを容易にしようとするもの

2 沿革

- 昭和22年地方自治法制定時
職員の賠償責任制度に関する規定なし
- 昭和25年地方自治法の一部改正
出納職員等の賠償責任の規定(旧第244条の2)を新設し、簡素な方式をもって責任追及し、賠償を確保する制度を創設
※責任の主観的要件は、「善良な管理者の注意を怠ったとき」(軽過失を含む。)
- 昭和38年地方自治法の一部改正(旧第244条の2の規定を整備して、第243条の2を新設)
 - ① 物品(有価証券・占有動産)の亡失又は損傷についての賠償責任の主観的要件を故意又は重大な過失に限定
 - ② 賠償責任制度の対象に予算執行職員等を追加(責任の主観的要件は「故意又は重大な過失」)

3 賠償命令の要件及び対象(地方自治法第243条の2第1項)

賠償命令の対象となる者	賠償命令が発令される場合
① 会計管理者 ② 会計管理者の事務を補助する職員 ③ 資金前渡を受けた職員 ④ 占有動産を保管している職員 ⑤ 物品を使用している職員	○ 主観的要件 故意又は重大な過失(現金については、故意又は過失) ○ 対象行為 その保管に係る現金、有価証券、物品(基金に属する動産を含む。)若しくは占有動産又はその使用に係る物品の亡失又は損傷
⑥ 支出負担行為の権限を有する職員 ⑦ 支出命令・支出負担行為の確認の権限を有する職員 ⑧ 支出・支払の権限を有する職員 ⑨ 契約の履行を確保するために行う監督・検査の権限を有する職員 ⑩ ⑥～⑨の権限に属する事務を直接補助する職員で普通地方公共団体の規則で指定したもの	○ 主観的要件 故意又は重大な過失 ○ 対象行為 法令の規定に違反して、支出負担行為、支出命令、支出負担行為の確認、支出・支払、契約履行確保のための監督・検査をしたこと又は怠ったこと

4 手続

- 賠償命令(地方自治法第243条の2第3項)
長による監査の求め ⇒ 監査委員による賠償責任の有無及び賠償額の決定 ⇒ 長による賠償命令
- 免除(地方自治法第243条の2第8項)
一定の要件を満たした場合(※) ⇒ 監査委員の意見聴取 ⇒ 議会への付議 ⇒ 議会の同意 ⇒ 長による全部又は一部の免除
※ 当該職員からなされた当該損害が避けることのできない事故その他やむを得ない事情によるものであることの証明を相当と認めるとき

会社法における役員等の会社に対する損害賠償責任と責任軽減制度

※会社法の一部を改正する法律（平成26年法律第90号）による改正後のもの（平成27年5月1日施行）

○ 役員等の会社に対する損害賠償責任（会社法第423条第1項）

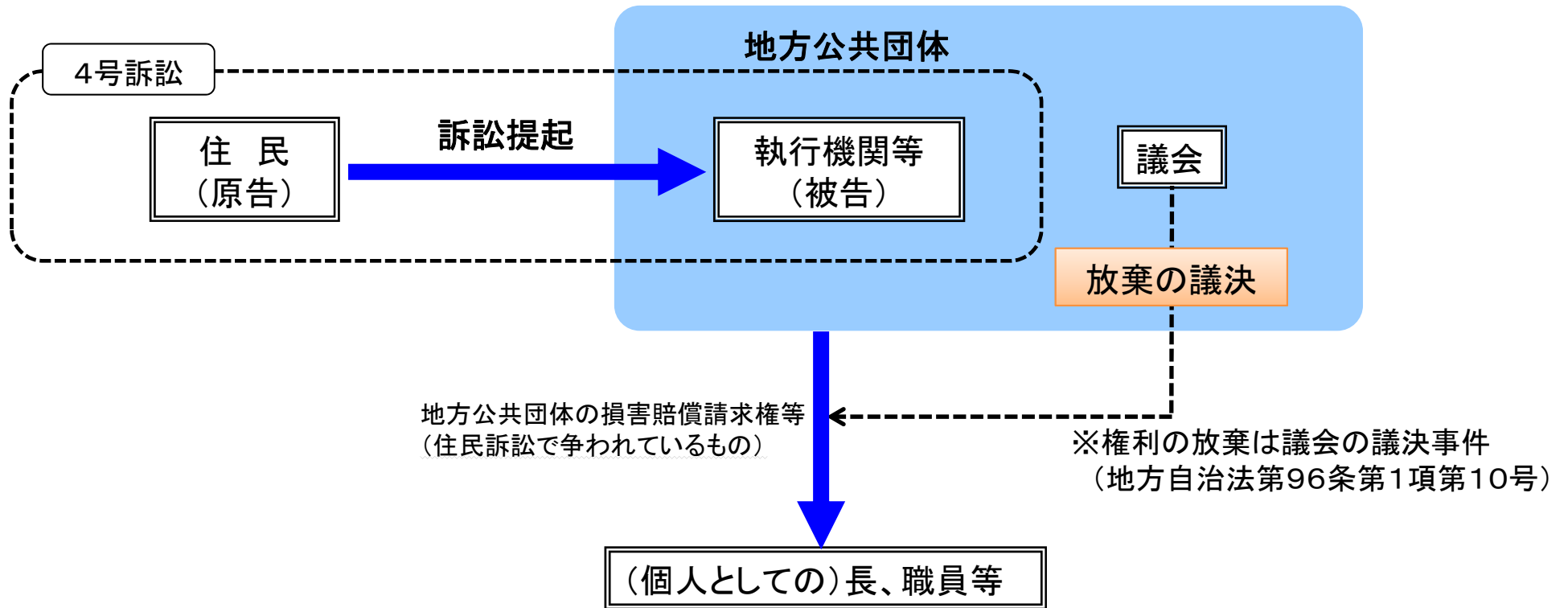
取締役、会計参与、監査役、執行役又は会計監査人（役員等）の任務を怠ったときは、株式会社に対し、これによって生じた損害を賠償する責任を負う。

○ 役員等の損害賠償責任の免除（会社法第424条～第427条）

	全部免除 (会社法 § 424)	一部免除		責任限定契約 (会社法 § 427)
		株主総会決議による一部免除 (会社法 § 425)	取締役会決議による一部免除 (会社法 § 426)	
対象者	役員等	役員等	役員等	役員等(業務執行取締役等を除く)
主観的要件	なし	善意・無重過失	善意・無重過失	善意・無重過失
手続	総株主の同意	<ul style="list-style-type: none"> ① 株主総会の特別決議 (会社法 § 309②Ⅷ) ② 株主総会での下記事項の開示 ・責任原因事実・責任額 ・免除可能な額の限度・算定根拠 ・免除すべき理由・免除額 ③ 免除議案の株主総会への提出についての監査役・監査等委員・監査委員の同意 	<ul style="list-style-type: none"> ① 一部免除ができる旨の定款の定め ② 取締役会の決議又は取締役(当該責任を負う取締役を除く。)の過半数の同意 ③ 免除議案の取締役会への提出等についての監査役等の同意 ④ 下記事項の公告又は株主への通知 ・責任原因事実及び責任額 ・免除可能な額の限度・算定根拠 ・免除すべき理由・免除額 ④ 総株主の議決権の100分の3以上の議決権を有する株主による異議がないこと 	<ul style="list-style-type: none"> ① 責任限定契約の締結ができる旨の定款の定め ② 責任限定契約の締結 ③ 株主総会での下記事項の開示 ・責任原因事実・責任額 ・責任免除することのできる額の限度額及びその算定根拠 ・責任限定契約の内容・締結理由 ・責任を負わないとされた額
効果	全部免除	賠償責任額から最低責任限度額(※)を控除した額を限度とする免除 ⇒最低責任限度額を下回らない額になるまで免除可能	賠償責任額から最低責任限度額(※)を控除した額を限度とする免除 ⇒最低責任限度額を下回らない額になるまで免除可能	以下のいずれか高い額が損害賠償責任の限度額となる ①定款で定めた額の範囲内で株式会社 が定めた額 ②最低責任限度額(※)

※ 最低責任限度額は、法務省令の定める方法で算定した当該役員等の1年間の報酬に相当する額に、役員等の区分に応じた数を乗じるなどして算出する(会社法第425条1項、会社法施行規則第113条, 第114条)

4号訴訟と損害賠償請求権の放棄の議決



○地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)抄

第九十六条 普通地方公共団体の議会は、次に掲げる事件を議決しなければならない。

一～九 (略)

十 法律若しくはこれに基づく政令又は条例に特別の定めがある場合を除くほか、権利を放棄すること。

十一～十五 (略)

2 (略)

今後の基礎自治体及び監査・議会制度のあり方に関する答申（抄） （第29次地方制度調査会答申（平成21年6月））

第3 議会制度のあり方

1 議会の団体意思決定機能や監視機能の向上策

(2) 議会の監視機能

② 住民訴訟と議会の議決による権利放棄

(略)

近年、議会が、4号訴訟の係属中に当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償請求権を放棄する議決を行い、そのことが訴訟の結果に影響を与えることとなった事例がいくつか見られるようになっている。

4号訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権を当該訴訟の係属中に放棄することは、住民に対し裁判所への出訴を認めた住民訴訟制度の趣旨を損なうこととなりかねない。このため、4号訴訟の係属中は、当該訴訟で紛争の対象となっている損害賠償又は不当利得返還の請求権の放棄を制限するような措置を講ずるべきである。

住民訴訟係属中に権利が放棄された例

番号	判決	事案の概要及び訴訟の経過	権利放棄時期	判断内容
1	東京高裁 H12.12.26 (最高裁で上告棄却)	納税貯蓄組合に対する補助金の交付が納税貯蓄組合法第10条第1項に違反するとして町長(訴訟係属中に死亡)に対して245万円の損害賠償を求めた(旧4号訴訟) 第1審判決は、権利放棄の議決は効力を有しないとして、町長の相続人らに対し、合計245万円支払命令	第1審審理中	請求棄却 ○議決:有効 ○行為の違法性:判断せず
2	東京高裁 H16.4.8 (最高裁で上告棄却)	町が、スキー場経営等を行う第3セクターに職員を派遣し、これに給与を支出したことは地方公務員法等に反し違法であるとして、町長に対して1661万円の損害賠償を求めた(旧4号訴訟) 第1審判決は、権利放棄の議決により権利は消滅したとして、請求棄却	第1審審理中	請求棄却 ○議決:有効 ○行為の違法性:判断せず
3	東京高裁 H18.7.20 (最高裁で上告棄却)	町が複数の公共工事について締結した各請負契約は、当時の町長が直接的又は間接的に漏えいした予定価格を基にして行われた入札者間の談合の結果、不当に高額な代金によって締結されたものであるとして、当時の町長に対して2億9607万円の損害賠償を求めた(旧4号訴訟) 第1審判決は、元町長に対し、1億4152万円支払命令	控訴審審理中	請求棄却 ○議決:有効 ○行為の違法性:判断せず
4	東京高裁 H19.3.28 (最高裁で上告棄却)	市が、職員2名を土地区画整理組合に派遣し、これに給与を支出したことが地方公務員法等に反し違法であるなどとして、上記組合に対する不当利得返還請求及び元市長に対する損害賠償請求(各3713万円)を求めた(4号訴訟) 第1審判決は、市長及び組合に対する各1462万円請求命令	控訴審審理中	請求棄却 ○議決:有効 ○行為の違法性:違法性なし
5	最高裁 H22.9.10 (確定)	臨時的任用職員に対し、条例の根拠なく市長決裁のみで毎年2回にわたり増給分(一時金)を支給したことが、違法な公金支出であるとして、元市長に対する4億4728万円の、現市長に対する6775万円の損害賠償請求を求めた(4号訴訟) 第1審判決は、現市長に対する6689万円請求命令(元市長については訴え却下) 控訴審判決は、第1審を是認	控訴審口頭弁論 終結後	請求棄却 ○議決:判断せず ○行為の違法性:違法 ○責任:長に過失なし
6	【第1次訴訟】 東京高裁 H20.12.24 (最高裁で上告棄却) 【第2次訴訟】 東京高裁 H25.8.8 (上告中)	【第1次訴訟】 村議会議員でもある原告が、①村が勸奨退職により退職した元職員を社会教育嘱託員として雇用したことが法令の根拠のない違法な行為であり、また、②その嘱託員に対して支払った賃金が自治法の規定に反する違法なものであり、さらに、③その支払額自体がその労働の対価として不合理に高額なもので違法であるとして、元村長に対する1332万円の損害賠償請求を求めた(4号訴訟) 第1審判決は請求棄却 【第2次訴訟】 第1次訴訟で元村長に対して損害賠償の請求をすることを命ずる判決が確定したにもかかわらず、元村長に対して損害賠償請求訴訟を提起しないとして、代表監査委員が同訴訟を提起しないことは財産の管理を怠る事実当該違法であることの確認を求めた(3号訴訟) 第1審は権利放棄の議決が違法であり、放棄は無効であるとして請求認容	第1次訴訟の 控訴審判決後	【第1次訴訟】 756万円請求命令 ○行為の違法性:違法 ○責任:長に過失あり (最高裁において議決の有効性について判断せず) 【第2次訴訟】 請求棄却 ○議決:有効

(事務局調べ)